

○就業人口の約 6 割を占める「現場人材」(※)の「持続的な賃上げ」を実現するため、**スキルの向上の支援と向上したスキルを正当に評価する仕組みが必要**。現場人材のスキル評価に当たっては、特に、知識だけでなく**身に着けた技能を客観的に評価する仕組み作りが必要**

(※) 生産工程、販売、建設・採掘、輸送・機械運転、運搬・清掃・包装等、調理、接客・給仕、生活衛生、保健医療、介護、保安などの職業

○現在スキルを公証する仕組みが十分に整っておらず、キャリアラダーが見えにくい産業・職種において、**業所管省庁や業界団体等の協力を得て、スキルの評価制度を整え、「スキル向上を処遇に結び付けていく仕組み」を整備していく。**

○具体的には、「技能検定」に加え、**厚生労働大臣が認定する「団体等検定」制度**（令和 6 年 3 月 1 日創設）を活用。
（技能検定は、建設・製造関係職種が全体の約 8 割）

○各業界は、技能検定や団体等検定制度を用いて、**スキルの評価制度を整備**するとともに、それらを**採用や昇任・昇給の目安として活用し、実際の処遇に反映することにより、人材の確保や定着を図る。**

※団体等検定に係るスキルの習得講座を教育訓練給付制度の対象に追加

〈参考〉建設キャリアアップシステムのレベル別年収
(例) 左官工

レベル	キャリア像	資格
レベル 4	高度マネジメントレベル ・勤続 10 年、職長経験 3 年 ・年収：676 万円 ～ 825 万円	卓越した技能者 等 (現代の名工)
レベル 3	職長レベル ・勤続 5 年、職長経験 1 年 ・年収：463 万円～772 万円	1 級左官技能士 等
レベル 2	中堅技能者・1 人前 ・勤続 3 年 ・年収：417 万円～685 万円	2 級左官技能士 等
レベル 1	初級技能者 ・年収：357 万円～601 万円	

出典：国土交通省「建設キャリアアップシステム 能力評価基準【左官】」
レベル別年収については、同「建設キャリアアップシステム (CCUS)」
におけるレベル別年収の公表（令和 5 年 6 月 16 日）」

職業能力検定とは（１）

外部労働市場に一定の通用力※を有する職業能力評価制度として、**新たに団体等検定を創設**（令和6年3月）

※合格者は一定の業界で採用・昇進の考慮要素となる、資格手当等の処遇に反映されることが期待される等

技能検定	新 団体等検定	認定社内検定
厚生労働大臣が労働者の技能を検定し、これを公証する制度 （技能士）	要件を満たす 民間検定を厚生労働大臣が認定 ※ ※検定の枠組みを認定 （国家資格ではない）	要件を満たす 社内検定を厚生労働大臣が認定 ※ ※検定の枠組みを認定 （国家資格ではない）
都道府県知事又は厚生労働大臣が指定した民間団体が実施	民間団体・個別企業が独自に実施	民間団体・個別企業が独自に実施
・全国的に業界標準が確立された技能 ・一定数の受検者が見込める職種（概ね年間1000人以上） ・実施機関の雇用労働者以外も対象 ・現在、131職種	・地場産業、成長分野など業界標準が確立していない技能も対象 （検定の安定的な運営が見込まれる受検者数であれば可） ・実施機関の雇用労働者以外も対象	・個別企業、団体において先進的・特有の技能 ・実施機関の雇用労働者のみが対象 （団体が実施する場合には会員企業の労働者） ・現在46企業・団体、115職種認定
・学科試験 + 実技試験により評価 ・労働者のスキル向上を促すため、原則として複数等級		

団体等検定制度とは（２）

１ メリット

- 認定を受けた団体等検定は、「厚生労働省認定」の表示をすることができる。
- 認定を受けた団体等検定の名称、対象職種の名称、事業主団体等の名称・所在地が厚生労働省のホームページに公示される。
- 団体等検定に係るスキルの習得講座を教育訓練給付制度の対象に追加することで、講座を受講する労働者への支援を行う。

２. 認定の基準

- 検定が直接営利を目的とするものでないこと
- 学科試験及び実技試験で行われ、客観的かつ公正な基準に基づくものであること
- 合格者については、企業として検定の可否に応じた適切な処遇を実施するなど、労働者の社会的評価の向上に資すると認められるものであること
- 全国統一的な技能評価が困難な地域的特殊性の強い職種、または、成長分野など必ずしも業界標準的な技能が確立していない職種であること 等

３. 認定までの流れ

- 事前相談
- 検定構築(試験基準の策定、試験問題作成等)
- トライアル試験実施



- ① 厚生労働省への認定申請
- ② 学識経験者からの意見聴取
- ③ 厚生労働省での審査
- ④ 認定決定
- ⑤ 厚生労働省のホームページに公示

試験基準の策定等がスムーズにいけば、７ヶ月程度で認定を受けることも可能（注）

（注）認定を受けている社内検定の場合は、さらに短期で団体等検定の認定を受けることも可能。

教育訓練給付の概要

労働者が主体的に、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し、修了した場合に、その費用の一部を雇用保険により支給。

	専門実践教育訓練給付 ＜特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練を対象＞	特定一般教育訓練給付 ＜特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練を対象＞	一般教育訓練給付 ＜左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練を対象＞
給付内容	・ 受講費用の50%（上限年間40万円） （6か月ごとに支給） ・ 追加給付①: 1年以内に資格取得・就職等 ⇒受講費用の20%（上限年間16万円） ・ 追加給付②: 訓練前後で賃金が5%以上上昇(※1) ⇒受講費用の10%（上限年間8万円）	・ 受講費用の40%（上限20万円） ・ 追加給付: 1年以内に資格取得・就職等(※1) ⇒受講費用の10%（上限5万円）	・ 受講費用の20%（上限10万円）
支給要件	○ 在職者又は離職後1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者 ○ 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合、専門実践教育訓練給付は2年以上、特定一般教育訓練給付・一般教育訓練給付は1年以上）		
講座数	3,011 講座	801 講座	12,111 講座
受給者数	36,324人（初回受給者数）	3,670人	76,257人
講座指定要件	次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの ① 業務独占資格又は名称独占資格に係る養成施設の課程（4年制課程含む R7.4～） ② 専門学校の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム 文部科学省連携 ③ 専門職大学院の課程及び外国の大学院の経営管理に関する学位課程（R7.4～） ④ 大学等の職業実践力育成プログラム 文部科学省連携 ⑤ 第四次産業革命スキル習得講座等の課程（ITSSレベル3以上）(※2) 経済産業省連携 ⑥ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程	次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの ① 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係る養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程等 ② 一定レベル（ITSSレベル2）の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程（※2） ③ 短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム 文部科学省連携 ④ 職業能力評価制度の検定（技能検定又は団体等検定）の合格を目指す課程（R7.4～）	次のいずれかの類型に該当する教育訓練 ① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの ② ①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの 〔民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等〕

（注）講座数は令和6年10月時点、受給者数は令和5年度実績（速報値）。（※1）令和6年10月1日以降に受講開始した者について適用。（※2）令和6年10月1日付け指定から適用。 4

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

1. 豊かさを実感できる「所得増加」及び「賃上げ定着」

（2）三位一体の労働市場改革

2024年3月に創設した団体等検定に係るスキルの習得講座の対象への追加について、2024年中に検討を行うとともに、幅広い業種（建設、物流、観光等）において、事業所管省庁や業界団体の協力を得て、団体等検定制度の活用を促進する。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版（抜粋）（令和6年6月21日閣議決定）

Ⅲ．三位一体の労働市場改革の早期実行

（2）労働移動の円滑化

①現場人材等の評価制度の構築とスキル取得支援

人手不足が目立つ、自動車運転業（物流・人流）、建設・土木業、製品・機械等の製造・加工業（修理や検査を含む）、介護業、観光業、飲食業等といった職種については、業界団体にスキル標準を策定いただき、スキルの評価制度を政府が認定するとともに、政府としても、これらのスキル習得のための講座受講支援を実施する。

具体的には、業界団体・個別企業が策定する民間検定を政府が認定する新たな枠組みを通じ、既存の公的資格（技能検定等）ではカバーできていなかった産業・職種におけるスキルの階層化・標準化を進める。さらに、認定された検定に係るスキルの習得のための講座受講については、本年秋から、教育訓練給付の対象に追加し、政府として支援を行う。

官民を挙げたスキルの評価制度の導入拡大を図るため、人手不足感が強く、かつ、労働者のスキル向上を処遇に結び付ける仕組みが十分存在していなかった業界を中心に、この制度の導入について、事業所管省庁を通じた業界団体への要請を実施する。